

手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金支給要領

令和 7 年 4 月 1 日 7 東し企雇第 217 号

(総則)

第 1 条 手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金（以下「奨励金」という。）の支給については、同奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本支給要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 要綱第 3 条第 1 項第 1 号の企業等には、個人事業主及び次の各号に定める法人等を含むものとする。

- (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの。
- (2) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
- (3) 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
- (4) 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
- (5) 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- (6) 弁理士法（昭和 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「特許業務法人」に該当するもの
- (7) 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- (8) 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- (9) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 2 の「公益法人等」に該当するもの

なお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人を含むものとする。

ただし、次のいずれかを満たすものは除く。

- (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (10) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの
(奨励対象事業者の要件)

第3条 奨励対象事業者であることの要件は、要綱第4条に定めるもののほか以下の各項を全て満たす事業者とする。

- 2 要綱第4条第1項第1号の都内で事業を営んでいることとは、法人においては本店の所在地又は支店・営業所等の事務所が都内に所在することをいい、個人においては事業所地が都内であることをいう。
- 3 要綱第4条第1項第2号の常時雇用する労働者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
ただし、登録型派遣労働者は除く。
 - (1) 期間の定めなく雇用されている労働者
 - (2) 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
 - (3) 日々雇用契約が更新される労働者のうち、1年以上の期間雇用され続けている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- 4 要綱第4条第1項第2号の都内に勤務する常時雇用する労働者については、都内に勤務実態があるものとする。
- 5 要綱第4条第1項第2号の6か月以上継続して雇用している労働者は、採用時から6か月を経過した、雇用保険の被保険者（休業中も含む。）であることとする。
- 6 要綱第4条第1項第5号の不正受給とは、偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない補助金等の支給を受け、または受けようとすることを指す。
- 7 要綱第4条第1項第6号の重大な法令違反等とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 違法行為による営業停止命令等の罰則の適用を受けた場合
 - (2) 労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合
 - (3) 消費者庁の措置命令があった場合
 - (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合
- 8 要綱第4条第1項第9号の都税の未納とは、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び個人都民税（居住地分）、都外居住地の場合には事業所地分）について納付義務があるにもかかわらず、未納がある場合とする。納付義務がない者の場合、確定申告書の写し又は所得税青色申告決算書の写しなど、課税されない理由が分かる書類を提出することとする。

（要件）

第4条 要綱第5条において、要綱別表1に掲げる導入する制度について、同一の制度番号に属する複数の制度を整備した場合においても、一つの取組とする。

（支給決定の取消し）

- 第5条 要綱第23条第1項第3号の廃業及び倒産等とは次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - (3) 破産法に基づく自己破産の申立てをした者又は同破産宣告を受けた者
 - (4) その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者

附 則

この支給要領は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。